二　次に掲げる要件に適合する者（以下「登録講習機関管理者」という。）が、無人航空機講習事務を管理すること。
イ　二十五歳以上の者であること。
ロ　過去二年間に登録講習機関の修了証明書の発行若しくは法第百三十二条の四十七第一項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。
ハ　無人航空機講習事務を適正に管理できると認められる者であること。
ニ　無人航空機講習について必要な知識及び経験を有する者であること。
三　登録講習機関を運営するに十分な人数の登録講習機関管理者、講師その他の職員が常時当該登録講習機関に置かれていること。
四　登録講習機関管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録講習機関管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
五　登録講習機関の課程において、第一号の必要履修科目を同号の基準により修得した者に対してのみ修了審査を行うこととなっていること。
六　登録講習機関管理者であって登録講習機関が選任した者が、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
七　登録講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを確認すること。
八　登録講習機関は、前号の規定による監査の結果を、当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。
九　登録講習機関の課程において、第一号の基準により必要とされる履修科目を修得し、かつ、登録講習機関の課程を修了し、第五号の修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することとなっていること。
（登録事項の変更の届出）
第七条　登録講習機関は、法第百三十二条の七十三の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　変更しようとする事項
二　変更しようとする日
三　変更の理由
2　前項の届出書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。
（無人航空機講習事務規程の記載事項）
第八条　法第百三十二条の七十四第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　登録講習機関の入学の申請に関する事項
二　登録講習機関の種類
三　登録講習機関における無人航空機講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
四　登録講習機関における無人航空機講習の日程、公示方法その他登録講習機関における無人航空機講習の実施の方法に関する事項
五　教科書の名称、著者及び発行者
六　登録講習機関における無人航空機講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
七　登録講習機関管理者の氏名及び経歴
八　無人航空機講習事務に関する秘密の保持に関する事項
九　無人航空機講習事務に関する公正の確保に関する事項
十　不正な受講者の処分に関する事項
十一　その他無人航空機講習事務に関し必要な事項
（無人航空機講習事務の休廃止の届出）
第九条　登録講習機関は、法第百三十二条の七十五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　休止又は廃止しようとする無人航空機講習事務の範囲
二　休止しようとする場合にあっては、その期間
四　休止又は廃止の理由
（財務諸表等の表示の方法）
第十条　法第百三十二条の七十六第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
第十一条　法第百三十二条の七十六第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。
一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
（帳簿の記載等）
第十二条　法第百三十二条の八十の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　登録講習機関における無人航空機講習の料金の収納に関する事項
二　登録講習機関の入学申請の受理に関する事項
三　登録講習機関における無人航空機講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
四　その他登録講習機関における無人航空機講習の実施状況に関する事項
2　登録講習機関は、法第百三十二条の八十の帳簿並びに登録講習機関の入学申請書及びその添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を備え、登録講習機関における無人航空機講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。
（帳簿の提出）
第十三条　登録講習機関は、法第百三十二条の七十五の規定により無人航空機講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、前条第二項の帳簿その他の書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章　登録更新講習機関

（無人航空機更新講習事務の実施基準）
第十四条　法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる要件に適合する者（以下「登録更新講習機関管理者」という。）が、無人航空機更新講習事務を管理すること。
イ　二十五歳以上の者であること。
ロ　過去二年間に無人航空機更新講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者でないこと。
ハ　無人航空機更新講習事務を適正に管理できると認められる者であること。
ニ　無人航空機更新講習について必要な知識及び経験を有する者であること。
二　告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。
三　登録更新講習機関管理者であって登録更新講習機関が選任した者が、当該登録更新講習機関における無人航空機更新講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
四　登録更新講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録更新講習機関における無人航空機更新講習が適切に行われていることを確認すること。